

全軟野連発第 371-1 号

令和 5 年 12 月 25 日

都道府県支部

理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

専務理事 小林三郎



捕手（審判員含む）用マスクの SG 基準義務化に係る特別措置の終了について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、当初 2022 年シーズンインより捕手（審判員含む）用のマスクに SG マーク合格品の着用を義務付けることとしておりましたが、コロナ禍の影響による原材料不足等の理由により製品の流通が十分でないとのことで、2023 年シーズンまで義務付けの緩和を行っておりました。各メーカーに改めて確認を行ったところ、現在はほぼ通常通り流通されており、販売に支障がないとの確認が取れたため、2025 年から義務付けを行うことといたします。なお、ユーザーの買い替え等を考慮し、2024 年までは猶予期間といたします。

以上、何卒よろしく願いいたします。

記

■義務付け緩和措置の終了について

2024 年の猶予期間をもって特例措置を終了し、2025 年から義務付けを行う。

以上

事務担当者：吉岡大輔 Tel：03-3404-8831